

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（境町西部地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年12月7日（水）から令和5年1月10日（火）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所
横手市旭川一丁目3番41号 横手市農林部農林整備課（秋田県平鹿地域振興局内）